

小千谷市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付要綱

(令和5年3月30日告示第48号)

(趣旨)

第1条 本市は、有害鳥獣による被害を防止するため、新たに狩猟免許等を取得して市が実施する有害鳥獣捕獲業務に協力する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新潟県猟友会小千谷支部に所属し、市が実施する有害鳥獣捕獲業務に継続して従事することを誓約した者であって、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小千谷市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及び誓約書に別表に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付金額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、小千谷市有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条関係）

補助事業の内容	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	交付申請及び実績報告に必要な書類
1 第一種銃猟免許の新規取得	新規に第一種銃猟免許を取得した者で、市が行う有害鳥獣捕獲業務に率先し、かつ、継続して従事すると見込まれる者	健康診断料	補助対象経費実費相当額 (ただし、1の免許取得、2の許可及び3の登録に係る補助金の総額は一人あたり54,000円を上限とする。)	(1) 対象となる免許又は許可に係る受験票、許可申請書等の写し (2) 対象となる免許又は許可を取得し、又は受けたことを証する免状又は許可証の写し (3) 対象となる免許又は許可を取得し、又は受けるに当たり要した補助対象経費の金額を証する領収書等 (4) 健康診断を受けた際の診断書の写し
2 猟銃所持許可の新規取得	新規に猟銃所持許可証の交付を受けた者で、市が行う有害鳥獣捕獲業務に率先し、かつ、継続して従事すると見込まれる者	健康診断料 所持許可取得のための射撃教習受講料		
3 狩猟者の新規登録	新規に狩猟者の登録を行った者で、市が行う有害鳥獣捕獲業務に率先し、かつ、継続して従事すると見込まれる者	ハンター保険料		

備考

- 「第一種銃猟免許」は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に定める第一種銃猟免許とする。
- 「猟銃所持許可」は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条第1項に定める許可とする。

- 3 「ライフル銃」は、銃刀法第5条の2第4項に定めるライフル銃とする。
- 4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。